○農林水産省告示第二千百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県一関市花泉町日形字井戸沢二の六（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県一関市厳美町字板川三〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡美瑛町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡美瑛町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び美瑛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡美瑛町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び美瑛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道標津郡中標津町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道河西郡更別村字更別六〇八の二・六〇八の四（以上二筆国有林。）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○農林水産省告示第二千百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県湖南市石部字雨山三八七七の六（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び湖南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県鹿角市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百五十七号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十五年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年七月九日

農林水産大臣　林　芳正

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	ニューホランド　ＳＬＴＶ20	213006	日本ニューホランド株式会社
〃	ニューホランド　ＳＬＴＶ22	213007	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○経済産業省告示第百七十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十五年七月九日

経済産業大臣　茂木　敏充

番号	名称	住所	
5183	大和建設工業株式会社	徳島県徳島市川内町金岡三十一番地一号	平成二十五年三月二十七日から平成二十六年三月二十六日まで
5184	株式会社伊藤鉄商店	石川県金沢市近岡町三百九十五番地	平成二十五年四月二十四日から平成二十六年四月二十三日まで

○国土交通省告示第六百九十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十五年四月九日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十五年七月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17550	スバル　ＤＡＡ－ＧＰＥ	富士重工業株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目７番２号

○国土交通省告示第六百九十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十五年四月十一日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十五年七月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17551	三菱　ＤＢＡ－11Ｗ	三菱自動車工業株式会社	東京都港区芝五丁目33番８号
17552	ニッサン　ＤＢ　Ａ－Ｂ21Ｗ	〃	〃